

【別表1】

優良品目・品種への改植・新植

メニュー名		面積要件		補助率	補助対象となる経費・要件等
① 優良品目・品種への改植	かんきつ類への改植	実施面積 概ね2a以上	23万円／10a	<ul style="list-style-type: none"> ○園内道、作業道、畦畔、法面、防風林、その他構築物等は面積から除くこと。 ○通常の植栽密度を有し、かつ過去5年以上通常の生産が行われている園地。 ○当補助事業が定める最低植栽本数以上を植栽すること。 ○経歴の不明な苗木や自己育成苗は補助対象外とする。 ○同一品目・品種への改植は不可とする。 ○同一農業者において、転換元の品種と同一の品種を他の園地に植栽することは、同一品種への改植とみなされることから補助対象外となる。 ○「温州みかんの極早生種」へ改植する場合、改植元は「温州みかんの極早生種」に限る。 ○受粉樹が必要な果樹については混植も可能。 ○キウイフルーツは果実用のみ（オス樹は不可） ○果樹先導的取組支援事業の補助率は事業費×1/2 	
	その他主要果樹への改植			17万円／10a	
② 優良品目・品種への新植	かんきつ類を植栽	実施面積 概ね2a以上	21万円／10a	<ul style="list-style-type: none"> ○令和5年2月までに雑木等は全て伐採しておくこと。 ○経歴の不明な苗木や自己育成苗は補助対象外とする。 ○「温州みかんの極早生種」を新植することはできません。 ○受粉樹が必要な果樹については混植も可能。 ○キウイフルーツは果実用のみ（オス樹は不可） ○果樹先導的取組支援事業の補助率は事業費×1/2 	
	その他主要果樹を植栽			15万円／10a	

果樹未収益期間支援事業

【別表3】

未収益期間支援事業	実施面積	概ね2a以上	22万円／10a	果樹経営支援対策事業の改植・新植において実施された面積が概ね2a以上であること。未収益対象品目は、産地協議会が定めた振興品目であること。
-----------	------	--------	----------	--

【別表4】

優良品目・品種（南予地域果樹産地協議会の果樹産地構造改革計画で位置づけられた振興品目・品種）

優良品目		優良品種（助成対象となる品種）
かんきつ類	極早生温州	日南1号、日南N1、上野早生
	早生温州	宮川早生、田口早生、興津早生
	中生温州	南柑20号、石地
	普通・晩生温州	大津4号
	その他かんきつ	甘平、南津海（カラ）、愛媛果試第28号（紅まどんな）、普通甘夏、新甘夏 紅甘夏、太田ぽんかん、今津ぽんかん、不知火（デコポン）、せとか、河内晩柑、 宮内伊予柑、ひめのつき、はれひめ、はるか、タロッコ、モロ、アレンユーレカ 媛小春、鬼北の香里、多田錦、愛媛果試第48号（紅プリンセス）
	桃	白鳳、日川白鳳、川中島白桃、よしひめ、清水白桃、大久保
	枇杷	田中
その他の主要果樹	柿	市田
	栗	筑波、銀寄、美玖里、丹沢
	梅	南高
	キウイフルーツ	ヘイワード、紅妃